

# 産業用ロボットの教示・検査等の業務特別教育 案内書

## 法律根拠

- ・労働安全衛生法第 59 条の規定により、産業用ロボットに係る業務は、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。
- ・当協会では別添の年間予定表に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

### 労働安全衛生規則第 36 条第 31 号【教示等の作業に関する特別教育】

- ◆教示等作業者、教示等作業者と連絡をとりながら可動範囲外で操作スイッチを操作する者及び教示作業後に行う動作確認を行う者(可動範囲内確認者及び外での操作者)の業務

### 労働安全衛生規則第36条第32号【検査等の作業に関する特別教育】

- ◆産業用ロボットの検査等は運転を停止して行うのが原則ですが、運転中にその可動範囲内において検査等の作業を行う必要がある場合は、検査等の作業者、検査等の作業者と連絡をとりながら可動範囲外で操作スイッチを操作する者及び検査等作業後に行う結果確認を行う者(可動範囲内確認者及び外での操作者)の業務
- ◆産業用ロボットの掃除および給油の業務については、産業用ロボットに限らず、機械一般に共通することであり、これらの業務は、その内容からみて、雇い入れ時または作業内容変更時に義務づけられた安全衛生教育(規則第35条)で安全を確保するための教育上の要件は十分周知されていると考えられるので、掃除と給油の作業について、特別教育は必要としないとしています。



## 申込方法

- ・愛媛県下の各地区で開催されますので、詳細は開催予定表をご確認下さい。
- ・申込み受付開始は、原則実施日の2ヶ月前から(土日祝祭日の場合は翌日)です。別添の申込書に必要事項を記入して受講料を添えて、2週間前までに各地区の(公社)愛媛労働基準協会支部まで申し込んで下さい。(現金書留や銀行振り込みをご希望の方は、別途各支部にお問い合わせ下さい)
- ・講習開始時間や駐車場の有・無等は、各地区会場で異なりますので開催予定表や受講票で確認して下さい。

## 受講資格

当協会では学科講習のみを実施していますので、下表の実技証明が必要です。

教示等の業務について、産業用ロボットの操作の方法1時間以上及び教示等の作業の方法 2 時間以上実技教育を実施している事及び検査等の業務について、産業用ロボットの操作の方法1時間以上及び検査等の作業の方法 3 時間以上実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

## 講習科目 時間

科目	時間	科目	時間
産業用ロボットに関する知識	4時間	産業用ロボットの検査等の作業に関する基礎知識	4時間
産業用ロボットの教示等の作業に関する基礎知識	4時間	関係法令	1時間
(合計 13時間) … 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間帯となっています。			

## 受講料 単位:円

単位:円	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	19,800	1,980	21,780
会員	13,200		15,180

- ・キャンセルは、前日まで(土日祝祭日の場合は前日)に、電話でご連絡頂ければ返戻させていただきます。当日欠席された場合は、返戻出来ませんのでご注意ください。

## 修了証

- ・全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- ・事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間保存義務)